令和４年ニセコ町告示第１７号

ニセコ町普通河川管理条例の一部を改正する条例（案）の縦覧

「ニセコ町普通河川管理条例」を改正したいので、ニセコ町まちづくり基本条例第５４条の規定に基づき案を公表し、意見を求める。

令和４年２月１５日

ニセコ町長　片　山　健　也

記

１　改正する条例名　　ニセコ町普通河川管理条例（平成12年3月31日条例第30号）

２　改正の分類　　　　一部改正

３　改正の条例　　　　別紙（案）のとおり

４　改正の理由

近年、ニセコ町において開発が多くなっているが、下水道が市街地にしか整備されておらず、河川への汚水放流が非常に多くなっている。ニセコ町で管理している普通河川は、多くが１級河川尻別川に流入しているが、尻別川にはイトウなどの魚も生息しているのと、ラフティングなど自然環境を生かしたアクティビティも盛んとなっている。そこで、汚水の流出を抑制し、自然環境を保護することを目的とするため、条例の一部改正を行う。

５　公表の期間等

1. 縦覧の期間等　　 と　き　令和4年2月16日（水）から令和4年3月1日（火）まで

ところ　ニセコ町役場都市建設課及びニセコ町ホームページ

1. 意見の受付期間　 と　き　令和4年2月16日（水）から令和4年3月1日（火）

ところ　ニセコ町役場都市建設課

1. 意見の提出方法　 持参又は郵送　〒048-1595　虻田郡ニセコ町字富士見55番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　ニセコ町役場都市建設課（※郵送の場合、当日消印有効）

　　　　　　　　　　　ＦＡＸ　　　　0136-44-3500

　　　　　　　　　　　電子メール　　kensetu@town.niseko.lg.jp

６　提出された意見項目の公表等

提出された意見については、意見に対する考え方とともに、令和4年3月8日を目途にニセコ町役場都市建設課及びニセコ町ホームページにおいて公表する。

７　本縦覧に関するお問合せ先

　　　ニセコ町都市建設課土木係

〒048-1595 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地

　　　　　担当：係長　橋本啓二

　　　　　電話：0136-44-2121　FAX：0136-44-3500

　　　Ｅメール：kensetu@town.niseko.lg.jp

　　　　　開庁時間：8時30分～17時15分